
QA9 帰還困難区域へはどのように一時立入りするのですか

- (1) 帰還困難区域においても可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施していきます。一時立ち入りの実施方法については、各市町村にお問い合わせください。
- (2) 帰還困難区域では立入りの際、防護装備等を着用することになっています。
- (3) 帰還困難区域においては、スクリーニングや線量管理が必要となります。スクリーニング場については、帰還困難区域周辺のスクリーニング場等で実施可能です。

内閣府「区域見直し後の区域でできる活動などに関する Q&A (2013 年 3 月公開版)」より作成

出典の公開日：2013 年 3 月

本資料への収録日：2014 年 3 月 20 日

改訂日：2015 年 3 月 31 日